**建築指導室**

建築企画課

○ 管理グループ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９３

○ 福祉のまちづくり推進グループ　・・・・・・・・・・・・ 　９６

○ 調整グループ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １００

審査指導課

○ 開発許可グループ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１２

○ 確認・検査グループ　・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１７

○ 建築環境・設備グループ　・・・・・・・・・・・・・・・ １２２

　　　　建築安全課

○ 計画・指導グループ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２６

○ 監察・指導グループ　・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３１

〔このページは白紙です〕

**事　務　執　行　概　要**

**建築企画課**

**管理グループ**

１．連絡調整事務

　　室内業務を円滑に推進するため、室内グループとの連絡調整を密にし、所管事務の適正な執行

に務めた。

２．予算の執行管理事務

　　予算の執行に当たっては、各執行グループ及び住宅まちづくり総務課等と連絡調整のうえ、執

行状況の把握及び適正な管理に努めた。

３．人事管理

服務規律の厳正を期し、全体の奉仕者として誠実かつ公正な職務の執行に専念するとともに、

職場の明朗化並びに事務処理効率の向上に努めた。

４.　審査会

1. 建築審査会の開催

建築審査会は、建築基準法（以下「建基法」という。）第78条の規定に基づき設置されているもので、府内特定行政庁（17市）の管轄区域を除く地域において、建築物の用途や高さ等の制限に係る許可等に係る同意等を行うこととされており、次のとおり議案審議のための開催事務を行った。

【根拠条例等：大阪府建築審査会条例（昭和25年大阪府条例84号）

大阪府建築審査会規則（昭和26年大阪府規則６号）】

○建築審査会開催回数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５回

○建築審査会諮問議案件数

・建基法第43条第２項（敷地等と道路関係）　　　　　　　　　７件

・建基法第44条第1項（道路内の建築制限関係）　　　　　　　４件

・建基法第59条の２第1項に該当の建築許可について　　　　　１件

＜参　考＞建築審査会への審査請求

　建基法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、建築審査会が審査庁とされている（建基法第94条）。

・審査請求に関するもの　　０件

1. 大阪府内建築審査会協議会の運営

大阪府内特定行政庁の建築審査会相互の連絡をとり、建築行政の適正な運営を図るため、大阪府内建築審査会協議会の総会（建築審査会長会議）~~及び意見交換会~~を開催した。

【総会（建築審査会長会議）】

コロナ禍で書面による書面開催

（３）全国建築審査会協議会への参画

全国特定行政庁の建築審査会相互の連絡をとり、建築行政の適正な運営を図ることを目的とする同協議会に参画した。（昭和29年発足。令和２年４月１日現在、全国451団体）

【全国建築審査会長会議】

　　コロナ禍で書面による開催

（４）開発審査会の開催

開発審査会は、都市計画法（以下「都計法」という。）第78条の規定に基づき都計法によりその権限に属させられた事項を行わせるため設置されているもので、指定都市及び中核市を除く市街化調整区域内における開発許可及び建築許可を行うに際して、下記のとおり開催事務を行った。

【根拠条例等：大阪府開発審査会条例（昭和44年大阪府条例36号）

大阪府開発審査会規則（昭和45年大阪府規則56号）】

○開発審査会開催回数　　　　　　　　　　　　　　　　９回

○開発審査会諮問議案件数

・開発許可（都計法第34条第14号）　　　　　　　 １１件

・建築許可（都計法施行令第36条第１項３号ホ）　　　５件

＜参　考＞開発審査会への審査請求

　都計法第29条第１項若しくは第２項、第35条の２第１項、第41条第２項ただし書、第42条第１項ただし書若しくは第43条第１項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第１項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会が審査庁とされている（都計法第50条第１項）。

・審査請求に関するもの　　０件

 （５）近畿ブロック開発審査会会長会議への参画

　開発審査会の適正な運営を図るため、相互の連絡調整を行うことを目的とする同会議に

参画した。（令和２年４月１日現在、32団体）

【第40回近畿ブロック開発審査会会長会議】

　　　　　　　　　　　書面による開催

（６）大阪府建築士審査会の開催

二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務、並びに建築士及び建築士事務所の監督処分の同意に関する事項を処理するため、大阪府建築士審査会を設置し運営している。

【根拠法令：建築士法　第８章】

令和２年度は、以下の３回を開催した。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催回 | 審議事項 |
| 令和２年第２回（令和２年８月21日） | ・令和２年二級建築士試験及び木造建築士試験「学科の試験」の合格基準点について |
| 令和２年第３回（令和２年11月27日） | ・令和２年二級建築士試験及び木造建築士試験に係る『設計製図の試験』の実施結果について |
| 令和３年第１回（令和３年２月26日） | ・令和３年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施計画について |

**福祉のまちづくり推進グループ**

1. すべての府民が生きがいをもって生活することができる真に豊かな福祉社会の実現を目指して福祉のまちづくりを推進するため、多数の人が利用する建築物、公園等の都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）と連携して、「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成４年10月28日制定、平成5年4月1日施行／令和3年3月29日改正、令和3年10月1日施行（一部令和3年4月1日施行）、以下「福まち条例」という。）に基づき下記の事業を行った。

（１）バリアフリー法と福まち条例の的確な運用

　基準適合義務の課された基準については、バリアフリー法第14条第３項に基づき、福まち条例により対象施設の拡大及び基準の強化を行い、バリアフリー法と福まち条例の基準について一体的に運用を行っている。

　バリアフリー法及び福まち条例にかかる義務基準については、建築確認申請時に建築主事等が審査をしているため、府内特定行政庁等と連携して、バリアフリー法及び福まち条例の適切な運用を図っており、その取り扱いについて設計士、民間確認検査機関や建築主事等から相談を受ける。

（２）「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を活用した取り組み

　バリアフリー法や福まち条例の理念や趣旨及び基準、並びに施設の設計や維持管理の配慮事項等をわかりやすくまとめた「福祉のまちづくり条例ガイドライン」、障がい者等向けに作成した「点字版（建築物等の整備方針の一部を除く）」や「やさしい日本語版（建築物等の整備方針を除く）」を活用し、幅広く周知・啓発することにより福祉のまちづくりを推進する。さらに府民や事業者のご意見をお聞きし、社会情勢の変化、新たに生じる課題や要望に的確に対応するため、適宜追記・見直しを図る。（「福祉のまちづくり条例ガイドライン」を令和２年３月改訂）

（３）新設建築物等の事前協議

（ア）建築物の事前協議（条例第40条第１項第１号～第８号）

建築物の事前協議については、福まち条例第41条に基づき市町村が処理した。

府は、福まち条例の取り扱いについて市町村に技術的助言を行った。

　　　　　　＊事前協議件数　　　　平成30年度　　234件

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 元年度　　257件

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 2年度　　212件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用　　途 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 集会場（※） | 32件 | 39件 | 55件 |
| コンビニエンスストア | 51件 | 36件 | 13件 |
| 事務所 | 91件 | 128件 | 87件 |
| サービス業を営む店舗 | 35件 | 23件 | 33件 |
| 工場 | 19件 | 27件 | 19件 |
| 上記以外 | ６件 | 4件 | 5件 |
| 合　　　計 | 234件 | 257件 | 212件 |

　　　　　　　※件数集計は「年度」単位。

【市町村別事前協議件数】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市　町　村 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 大阪市 | 88件 | 102件 | 88件 |
| 堺市 | 25件 | 24件 | 19件 |
| 高槻市 | ４件 | 11件 | 3件 |
| 東大阪市 | ４件 | 12件 | 3件 |
| 豊中市 | ８件 | 8件 | 5件 |
| 上記以外 | 105件 | 100件 | 94件 |
| 合　　　計 | 234件 | 257件 | 212件 |

※件数集計は「年度」単位。

福まち条例第41条に基づき処理した事務に対し、市町村へ事務処理交付金を交付した。

　　　　　　＊事務処理交付金　　　平成30年度　2,631,000円

令和 元年度　2,611,000円

令和 2年度　2,401,000円

　　（※要綱に基づき、毎年度、前年度の１月～当該年度の12月分について交付。

ただし要綱改正（平成27年４月１日施行）により、平成27年度より新たに

事務費、固定経費及び初期的経費について措置を行っている。）

②開発に伴い新設される公園・道路等に係る事前協議等（福まち条例第40条第９項～第14項）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 公園 | 24件 | 24件 | 16件 |
| 道路（歩道） | ２件 | ０件 | 4件 |
| その他 | ０件 | １件 | 0件 |
| 合　　計 | 26件 | 25件 | 20件 |

※件数集計は「年度」単位。

（４）既存建築物の定期報告

改善計画の届出をふまえ、定期報告の要請を行った。

　　　　　　定期報告要請件数　　　平成30年度　1,732件（施設数）

令和 元年度　1,792件（施設数）

令和 2年度　1,613件（施設数）

定期報告の対象総数と完了状況（令和2年度末時点）

|  |
| --- |
| 　定期報告対象総数 |
|  | うち“撤去廃業等” | うち“完了” |
| 9,307棟 | 3,195棟 | 2,270棟 |

（５）バリアフリー法第17条に基づく認定

バリアフリー法第17条に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合した建築物の認定　を行った。

　　　　　平成30年度　10件、令和元年度　14件、令和2年度　10件

（６）市町村施設の改善状況の把握

　　既存の市町村施設の計画的な改善について、各市町村（大阪市を除く）に要請を行うとともに、その改善状況の把握を行った。

主な部位別改善状況の把握（学校、共同住宅等を除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建　物　用　途 | 施設数 | 適合施設数 | 適合率 |
| 官公庁舎 | 1852 | 1034 | 56% |
| 消防署 | 300 | 149 | 50% |
| 集会所・公民館 | 4380 | 2183 | 50% |
| 福祉施設 | 1538 | 896 | 58% |
| 医療施設 | 290 | 184 | 63% |
| 図書館・博物館等 | 705 | 430 | 61% |
| スポーツ施設 | 927 | 529 | 57% |
| 市民ホール等 | 448 | 244 | 54% |
| その他の施設 | 3456 | 1858 | 54% |

（７）バリアフリーの推進

バリアフリー法に基づき、市町村・各事業者等の関係者に対し情報提供・助言を行い、バリアフリーの推進を図った。

・バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進

基本構想を作成する市町村に対し、作成の進め方・事業手法・補助制度等の情報提供や

助言等を行い、基本構想作成の促進を行った。

　　　　　基本構想の作成

・令和2年度作成分 　　　 新規なし

（平成13～令和元年度作成済 　　136地区（32市１町））

 ・「大阪府バリアフリー基本構想等作成指針」の作成

　　　　 平成30年５月にバリアフリー法が改正され、市町村がバリアフリー方針を定める移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）が位置づけられるとともに、基本構想等の作成に係る都道府県の役割が強化された。また、2025年国際博覧会の大阪・関西における開催決定を契機にユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取組みを一層進めていく必要があることから、さらなるバリアフリー化が図られるよう、市町村によるマスタープランや基本構想の作成・見直しを促進するため、指針を作成した。

（８）大阪府福祉のまちづくり審議会及び大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催

福まち条例を実効あるものとし、福祉のまちづくりの円滑な推進を図るため、大阪府福祉のまちづくり審議会及び大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催した。

・第10回大阪府福祉のまちづくり審議会

開催日　　令和2年10月28日

議題　　　・国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正

に関する検討会及び小規模店舗WG」について

　　　　　・報告事項

　　　　・第19回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会

　　　　　　開催日　　令和2年9月9日

　　　　　　議題　　　・国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正
に関する検討会及び小規模店舗WG」について

　　　　　　　　　　　・報告事項

（９）福祉のまちづくりの周知・啓発等

研修会等及びホームページを活用した福祉のまちづくりの周知・啓発を行った。

・各種事業者団体、法人への周知・啓発

・市町村担当者との意見交換

・ホームページにおいての周知・啓発・情報提供

・Youtubeを活用し設計事業者、ホテル営業者等に向けた条例改正の説明会を実施

**調整グループ**

美しい景観づくりを推進するため、景観法及び大阪府景観条例（以下「景観条例」という。）に基づく届出、大阪府屋外広告物条例（以下「屋広条例」という。）に基づく屋外広告業の登録及び屋外広告物の許可･指導並びに違法広告物の撤去等の事務を行なった。

　また、都市景観への意識を高めるため、建築関係団体及び大阪市と共催の「大阪都市景観建築賞」により優れた建物やまちなみを表彰したほか、過去の表彰物件を観光資源として活かすため、大阪ミュージアムと連携する情報発信に取り組んだ。

その他、良好な市街地の形成のため、建基法に基づく建築協定制度の認可事務等や、都計法に基づく地区計画制度の指導を行なった。

１．美しい景観づくりの推進

（１）景観法及び景観条例の施行

①　届出制度による規制･誘導

景観形成上重要な地域における景観づくりを推進していくため、「大阪府景観計画」等

により建築物等の景観誘導を行なった。

令和２年度　届出受理件数：46件

令和元年度　届出受理件数：41件

平成30年度 届出受理件数：50件

②　景観法及び景観条例事務の市町村への権限移譲

府の権限移譲実施計画に基づき、景観法及び景観条例事務を移譲している池田市他２市に対して事務移譲交付金を支払った。

令和２年度届出受理件数46件のうち６件が市町村の移譲事務

事務移譲交付金　　令和２年度　　 交付金　　　　107,000 円

事務移譲件数　　　　６件

参考　 令和元年度　　交付金　　　　 117,000円

事務移譲件数　　　　４件

平成30年度　　交付金　　　　145,000 円

事務移譲件数　　　　10件

　（２）大阪府景観審議会の開催

　　　大阪府の景観形成における重要事項等の調査審議を行うため、大阪府景観審議会を開催した。

令和２年７月21日　第１回公共事業アドバイス部会

・モデル事業による景観アドバイザーの試行（大阪府立こんごう福祉センター改築工事）

・公共事業における景観面でのPDCAサイクルについて

８月 ６日　第１回大阪府景観審議会

・ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクトについて

・公共事業における景観面でのPDCAサイクルについて

・公共事業アドバイス部会委員の選任について

３月26日　第１回景観ビジョン推進部会

・第２回ビュースポットおおさかの選定について

（３）屋外広告物法（以下「屋広法」という。）及び屋広条例の施行

1. 屋外広告業の届出及び登録並びに屋外広告物の許可等

　　　　　　良好な景観の形成・風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、屋広条例に基づき、屋外広告業の届出及び登録に関する事務を行なうとともに、屋外広告物の掲出について規制を行なった。

また、屋広法及び屋広条例に基づき街路樹や道路柵などに違法に掲出されたはり紙や立看板等の簡易除却を行なった。

（ア）屋外広告物の許可等申請手数料

令和２年度　　　　　　　 5,976,750円

参考　令和元年度　　　　　　　 9,405,900円

　平成30年度　　　　　　 9,843,600円

（イ）屋外広告業の登録手数料

　　　　　　　　令和２年度　　　　　 2,190,000円（うち新規　1,090,000円）

参考　令和元年度　　　　　 2,250,000円（うち新規　970,000円）

　　　平成30年度　　　　　　　2,000,000円（うち新規 960,000円）

（ウ）交付金（簡易除却）執行済額

令和２年度　　　　　　　 6,800,000円

参考　令和元年度　　　　　　　 7,000,000円

　　　平成30年度　　　　　　　7,200,000円

　　（エ）屋外広告業の登録件数

　　　　　　　　　　令和２年度　 登録件数 219件（うち新規 109件）

参考　令和元年度　 登録件数 225件（うち新規 97件）

　　　平成30年度　登録件数　200件（うち新規 96件）

（オ）許可事務取扱件数

令和２年度　 許可件数 495件　　実掲件数　3,037件

参考　令和元年度　 許可件数 858件　　実掲件数　4,516件

　平成30年度　許可件数　 834件　　実掲件数　4,674件

（カ）違法屋外広告物撤去件数

　　　　　　　　令和２年度　　　　　　2,618件

参考　令和元年度　　　　　　2,919件

平成30年度　　　　　 5,213件

1. 違法屋外広告物クリーンキャンペーンの実施

屋外広告物についての府民啓発のため違法屋外広告物をなくすためのキャンペーンを

実施した。

（ア）実施時期　　令和２年10月

（イ）実施方法　　府土木事務所、府内市町村、各種団体が中心となって違法屋外広告物の一斉撤去を実施した。

1. 違法屋外広告物の推進体制の整備等

違法屋外広告物対策を推進するため、違法屋外広告物等対策大阪府内連絡会を通じ、府と市町村間相互の連携強化を図った。

また、市町村に対して違法屋外広告物を住民団体等が主体的に除却できる制度の普及

啓発を行った。

1. 屋外広告物許可事務等及び措置命令等事務の市町への権限移譲

府の権限移譲実施計画に基づき、市町村へ許可事務権限の移譲を行い、移譲した計28

市町を対象に、権限移譲交付金を交付した。

令和２年度　　　許可件数　　　　 3,226件

　　　　　　　　交付金　　　 897,000円

参考　令和元年度　　　許可件数　　　　 2,894件

　　　　　　　　交付金　　　 1,053,000円

平成30年度　　 許可件数　　　　 3,282件

交付金　　　 1,077,000円

（４）ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト

世界に誇れる個性豊かで多彩な大阪の魅力ある景観を眺めることのできる場所（ビュースポット）を広く一般からの募集により発掘するため、「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」の募集・選定を実施した。

○第２回ビュースポットおおさかの選定

令和２年９月14日から令和２年12月18日まで第２回の募集を行い、応募のあった259件のなかから、大阪府景観審議会等で頂いた意見を踏まえ、26か所を選定いただいた。

（５）景観づくり推進の取組み

1. 大阪府景観形成誘導推進協議会

府及び府内市町村で構成する「大阪府景観形成誘導推進協議会」において、府及び府内市町村が行う景観形成および保全のための規制、事業、方針等の立案など景観行政に関して、相互の理解と把握、および協力、調整を行なうため、施策の調査・研究、情報交換、協議等を行った。

1. 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）

府、大阪市、（公社）大阪府建築士会、（一社）大阪府建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会近畿支部大阪地域会、（一社）日本建築協会の共催により、周辺環境の向上に資し、景観上優れた建築物やまちなみを表彰することによって、個性と風格のある都市景観の形成に寄与するとともに、都市景観に対する意識の高揚を図った。

　　　③　大阪美しい景観づくり推進会議

府民、事業者、行政の協働により、大阪の豊かで世界に誇れる美しい景観づくりを府民運動として展開することを目的に、美しい景観づくりの啓発及び普及、美しい景観づくりに関する情報交換等を行った。

２．良好な市街地の形成・建基法の施行

1. 建築協定の認可等（建基法第69条等）

地域住民による良好なまちづくりの一環として、建基法第四章の規定による建築協定の締結を指導し、建基法第70条及び第74条に基づく申請の認可事務を行った。

令和２年度　認可件数　：　３地区　　853区画

令和元年度 認可件数　：　５地区　　549区画

平成30年度 認可件数　：　３地区　1,266区画

また、建築協定の円滑な運営を支援するとともに、普及・啓発を通じて、良好なまちづくりを推進するため、府内の建築協定地区から成る「大阪府建築協定地区連絡協議会」の運営を支援した。

３．建基法等による諸申請等の受付・交付等に関する事務

（１）建築確認等の受理件数及び手数料収入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱区分 |  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建築確認（計画変更含む）申請 （建基法第６条） | 受理件数 | 60件 | 48件 | 28件 |
| 手数料 | 3,390,000円 | 2,805,000円 | 1,632,000円 |
| 中間検査申請（建基法第７条の３） | 受理件数 | 28件 | 20件 | 15件 |
| 手数料 | 874,000円 | 677,000円 | 494,000円 |
| 完了検査申請（建基法第７条） | 受理件数 | 46件 | 47件 | 75件 |
| 手数料 | 2,512,000円 | 1,682,000円 | 2,048,000円 |
| 仮使用承認申請（建基法第７条の６他） | 受理件数 | 14件 | 8件 | 15件 |
| 手数料 | 1,680,000円 | 960,000円 | 1,800,000円 |
| 計画通知（計画変更含む）受理 （建基法第18条） | 受理件数 | 138件 | 40件 | 113件 |
| 手数料 | 3,877,000円 | 1,470,000円 | 4,168,000円 |
| 特定工程工事終了通知受理（建基法第18条） | 受理件数 | 0件 | 0件 | 7件 |
| 手数料 | 0円 | 0円 | 126,000円 |
| 工事完了通知受理（建基法第18条） | 受理件数 | 22件 | 141件 | 35件 |
| 手数料 | 472,000円 | 3,536,000円 | 939,000円 |
| 道路位置指定（廃止含む）申請 （建基法第42条） | 受理件数 | 22件 | 45件 | 30件 |
| 手数料 | 1,694,000円 | 3,465,000円 | 2,310,000円 |
| 許可申請（建基法第43条他） | 受理件数 | 341件 | 385件 | 383件 |
| 手数料 | 12,443,000円 | 14,323,000円 | 13,448,000円 |
| 認定申請（建基法第55条第２項他） | 受理件数 | 7件 | 6件 | 21件 |
| 手数料 | 1,222,400円 | 1,321,400円 | 4,878,800円 |

　　　　（注）受理件数には、手数料免除分を含む。

（２）事務取扱交付金

建基法施行事務（道路位置指定申請は除く。）に関し、市町村長が行う調査報告書の作成事務に要する経費として、次のとおり交付金を交付した。（前年度の１月から当該年度の12月までの申請手数料総額の15/100。但し、認可・認定申請以外は平成21年７月以降申請手数料総額の10/100）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱区分 |  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建築確認（計画変更含む）申請 | 取扱件数 | 52件 | 40件 | 37件 |
| 交付額 | 307,700円 | 290,800円 | 233,200円 |
| 中間検査申請 | 取扱件数 | 31件 | 24件 | 15件 |
| 交付額 | 106,000円 | 77,300円 | 52,900円 |
| 完了検査申請 | 取扱件数 | 50件 | 26件 | 41件 |
| 交付額 | 260,800円 | 124,300円 | 142,300円 |
| 計画通知（計画変更含む） | 取扱件数 | 41件 | 19件 | 62件 |
| 交付額 | 212,500円 | 110,000円 | 283,400円 |
| 特定工程工事終了通知 | 取扱件数 | 0件 | 0件 | 7件 |
| 交付額 | 0円 | 0円 | 126,000円 |
| 工事完了通知 | 取扱件数 | 5件 | 47件 | 10件 |
| 交付額 | 13,400円 | 189,800円 | 23,000円 |
| 許可申請 | 取扱件数 | 310件 | 374件 | 381件 |
| 交付額 | 1,687,950円 | 2,088,000円 | 2,051,850円 |
| 認定申請 | 取扱件数 | 8件 | 2件 | 10件 |
| 交付額 | 183,360円 | 113,550円 | 23,000円 |
| 合　 　　　計 | 取扱件数 | 497件 | 532件 | 563件 |
| 交付額 | 2,771,710円 | 2,993,750円 | 2,935,650円 |

　　　　　　　　　　【根拠法令等：建基法施行事務取扱要領

大阪府建築基準法施行事務取扱に関する市町村交付金交付規定】

４．指定確認検査機関からの建築確認報告等の受理及び台帳の整備

指定確認検査機関からの確認審査報告書、中間検査報告書及び完了検査報告書を受理するとともに、これらに基づく建築物台帳等を整備した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取扱区分 | 平成29年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 確認審査報告書 | 5,671件 | 5,205件 | 5,509件 |
| 中間検査報告書 | 5,366件 | 5,253件 | 4,874件 |
| 完了検査報告書 | 5,307件 | 5,479件 | 4,942件 |

【根拠法令：建基法】

５．都計法及び宅地造成等規制法（以下「宅造法」という。）による諸申請等の受付・交付等に関する事務

（１）受理件数及び手数料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱区分 |  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 開発行為許可申請　（都計法第29条） | 受理件数 | 85件 | 70件 | 75件 |
| 手数料 | 8,791,000円 | 9,018,000円 | 8,149,000円 |
| 開発行為変更許可申請（都計法第35条の２） | 受理件数 | 36件 | 43件 | 30件 |
| 手数料 | 1,004,500円 | 1,092,600円 | 628,500円 |
| 建築承認申請（都計法第37条第１号） | 受理件数 | 7件 | 6件 | 8件 |
| 手数料 | 14,000円 | 12,000円 | 16,000円 |
| 建築等の制限許可申請（都計法第42条１項ただし書き） | 受理件数 | １件 | 1件 | 3件 |
| 手数料 | 29,000円 | 29,000円 | 23,100円 |
| 建築許可申請（都計法第43条第１項） | 受理件数 | ７件 | 13件 | 12件 |
| 手数料 | 67,200円 | 215,700円 | 168,000円 |
| 地位承継承認申請（都計法第45条） | 受理件数 | 4件 | 2件 | 3件 |
| 手数料 | 84,000円 | 42,000円 | 25,200円 |
| 開発登録簿写交付（都計法第47条第５項） | 受理件数 | 298件 | 278件 | 368件 |
| 手数料 | 164,220円 | 255,330円 | 192,780円 |
| 開発許可不要等証明申請 （都計法施行規則第60条） | 受理件数 | 137件 | 165件 | 117件 |
| 手数料 | 657,600円 | 792,000円 | 561,600円 |
| 宅地造成許可申請（宅造法第８条） | 受理件数 | ７件 | 6件 | 14件 |
| 手数料 | 207,000円 | 218,000円 | 694,000円 |
| 宅地造成変更許可申請（宅造法第12条） | 受理件数 | 8件 | 4件 | 12件 |
| 手数料 | 175,000円 | 43,900円 | 139,700円 |
| 宅地造成許可不要等証明申請 （宅造法施行規則第30条） | 受理件数 | 3件 | 3件 | 0件 |
| 手数料 | 14,400円 | 14,400円 | 0円 |

　 （注）受理件数には、手数料免除分を除く。

【根拠法令等：都計法、宅造法、大阪府都市計画法施行条例、

大阪府建築都市行政事務手数料条例】

（２）事務取扱交付金

開発行為許可（変更含む）申請、建築等の制限許可申請、建築許可申請、道路位置指定（廃止含む）申請及び宅地造成許可（変更含む）申請に関し、市町村長が行う現地調査報告書の作成事務に要する経費として、次のとおり交付金を交付した。

（前年度の１月から当該年度の12月までの申請手数料総額の15/100）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱区分 |  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 開発行為許可（変更含む）申請　 | 取扱件数 | 108件 | 126件 | 96件 |
| 交付額 | 1,365,240円 | 1,725,525円 | 1,229,400円 |
| 建築等の制限許可申請　 | 取扱件数 | 1件 | １件 | 0件 |
| 交付額 | 4,350円 | 4,350円 | 0円 |
| 建築許可申請　　　　　 | 取扱件数 | 6件 | 4件 | 18件 |
| 交付額 | 8,925円 | 21,120円 | 34,215円 |
| 道路位置指定（廃止含む）申請 | 取扱件数 | 26件 | 44件 | 29件 |
| 交付額 | 300,300円 | 508,200円 | 334,950円 |
| 宅地造成許可（変更含む）申請　 | 取扱件数 | 16件 | 10件 | 21件 |
| 交付額 | 54,885円 | 41,790円 | 115,920円 |
| 合　 　　　計 | 取扱件数 | 157件 | 185件 | 164件 |
| 交付額 | 1,733,700円 | 2,300,985円 | 1,714,485円 |

【根拠法令等：都計法及び宅造法等に関する事務取扱要綱】

６．建築行政の適正な運営・推進

（１）災害危険区域の指定等

建基法第39条の規定による出水等による危険の著しい区域（災害危険区域）を指定した。

〔府内全域　158ヶ所 令和３年４月１日現在（独自条例の高槻市、和泉市は除く）〕

（２）建築基準適合判定資格者の登録及び検定の受検受付

建基法第77条の63の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局長あてに建築基準適合判定資格者の登録申請等について進達業務を行った。

・登録件数　 17件

また、建基法施行令第８条の２の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定の受検申込の受付業務を行った。

・受付件数　 62件

（３）狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路の解消等にかかる国の補助事業を実施する市町村に対して指導監督を行った。

（令和２年度　池田市、豊中市、八尾市、箕面市、門真市）

（４）建築行政連絡協議会等

建築指導行政の円滑な推進のため、大阪府内建築行政連絡協議会の総会及び部会を開催した。また、他府県等と連携し近畿建築行政会議の事務局として、建築基準適合判定資格者検定の対策のための研修会などを実施した。

（参　考）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 負担金 |
| 大阪府内建築行政連絡協議会 | ３万円 |
| 近畿建築行政会議 | ３万２千円 |
| 日本建築行政会議 | 55万円 |

７．開発許可制度の運用

（１）室内開発調整会議の運営

市街化調整区域等における開発計画に関し、立地基準・技術基準等に照らして室内で検討・調整するための課内開発調整会議を行った。

（令和２年度　71件）

（２）関係法令所管課との連携等

河川室河川整備課の主催による洪水リスクを考慮した土地利用誘導策の勉強会に、都市計画室計画推進課及び農政室整備課と共に参加した。

８．新住宅市街地開発事業に係る事務

新住宅市街地開発法（以下「新住法」という。）第32条に基づき、所有権等の権利移転の承認。

（令和２年度　０件）

９．租税特別措置法（以下「租税特措法」という。）の施行

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、特定長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅等認定申請。

※平成28年7月1日付けで、大阪府内の全ての市町村へ移譲済み。

　【根拠法令等：租税特措法、租税特措法施行令及び租税特措法施行規則（土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅等認定事務に関する規則）】

10．開発許可等事務の市町村への権限移譲

　都画法に基づく開発行為の許可等、宅地造成規制区域内における宅地造成工事の許可等、優良住宅の認定等及び被災市街地復興推進地域内の建築許可の事務について大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき、事務移譲を行い、交付金を交付した。

＜移譲した事務等＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務の名称 | 移譲年度 | 事務を移譲した市町 |
| 開発行為の許可等 | 平成22年度以前 | 守口市、門真市、和泉市、羽曳野市、池田市、箕面市※、豊能町、能勢町 |
| 平成23年度 | 泉大津市、富田林市※、河内長野市※、太子町※、大阪狭山市※、河南町※、千早赤阪村※ |
| 平成24年度 | 貝塚市※、松原市※、柏原市※、摂津市※、藤井寺市※、忠岡町 |
| 平成25年度 | 大東市※ |
| 平成27年度 | 泉佐野市※ |
| 平成29年度 | 高石市※、泉南市※、阪南市※、田尻町※、岬町※ |
| 宅地造成工事の許可 | 平成22年度以前 | 和泉市、羽曳野市、池田市、箕面市※、豊能町、能勢町 |
| 平成23年度 | 泉大津市、富田林市※、河内長野市※、大阪狭山市※、太子町※、河南町※、千早赤阪村※、摂津市※、高石市※ |
| 平成24年度 | 守口市、門真市、貝塚市※、松原市※、柏原市※、藤井寺市※、忠岡町、田尻町 |
| 平成25年度 | 大東市※ |
| 平成27年度 | 泉佐野市※ |
| 平成29年度 | 泉南市※、阪南市※、岬町※ |
| 宅地造成工事規制区域の指定 | 平成22年度以前 | 守口市、門真市、箕面市、池田市、泉佐野市、豊能町、能勢町 |
| 平成23年度 | 泉大津市、富田林市、河内長野市、摂津市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、高石市、藤井寺市、阪南市、忠岡町、田尻町 |
| 平成24年度 | 和泉市、羽曳野市、貝塚市、松原市、柏原市、熊取町 |
| 平成26年度 | 泉南市 |
| 平成29年度 | 岬町 |
| 優良住宅の認定等 | 平成23年度以前 | 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、茨木市、枚方市、寝屋川市、岸和田市、箕面市、池田市、羽曳野市、泉大津市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、吹田市、八尾市、守口市、門真市、貝塚市、泉佐野市、柏原市、摂津市、熊取町 |
| 平成24年度 | 和泉市、松原市、大東市、交野市、島本町、忠岡町 |
| 平成25年度 | 千早赤阪村 |
| 平成27年度 | 高石市、田尻町 |
| 平成28年度 | 四條畷市 |
| 被災市街地復興推進地域内の建築許可 | 平成23年度 | 門真市、和泉市、泉佐野市、高石市（平成24年４月より市は法定事務となる。） |
| 平成24年度 | － |
| 平成25年度 | 太子町、河南町、千早赤阪村 |

※は、市街化調整区域の事務移譲はしていない。（無印は、行政区域全域を事務移譲済み。）

＜交付金の交付（令和２年度）＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事務の名称 | 交　付　額 |
| 開発行為の許可等 | 764,000円 |
| 宅地造成工事の許可 | 764,000円 |
| 宅地造成工事規制区域の指定 | 762,000円 |
| 優良住宅の認定等 | 1,155,000円 |
| 被災市街地復興推進地域内の建築許可 | 86,000円 |
| 合　　　計 | 3,531,000円 |

11．宅地の防災対策の推進

（１）宅地造成工事規制区域の指定

宅造法第３条に基づく、宅地造成工事規制区域の指定は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 指　定　年　月　日 | 面　　　積 |
| 第１次（S38．４．11） | 11,836ｈａ |
| 第２次（S39．７．９） | 17,596ｈａ |
| 第３次（S43．２．８） | 10,066ｈａ |
| 第４次（S51．３．26） |  4,194ｈａ |
| 第５次（S61．３．24） |  4,150ｈａ |
| 第６次（H５．４．19） |  6,797ｈａ |
| 第７次（H７．３．31） |  1,334ｈａ |
| 第８次（H10．３．31） | 19,126ｈａ |
| 合　　計 | 75,099ｈａ |

（２）被災宅地危険度判定士養成

大規模な地震、降雨等の災害により被災した場合において二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために被災宅地危険度判定の体制整備を図った。

被災宅地危険度判定士養成及び更新講習会の開催

（ア）被災宅地危険度判定（養成・更新）講習会 ２回実施

（イ）被災宅地危険度判定実地訓練 １回実施

12．建築統計調査（建基法第15条）

（１）建築動態統計調査

①　着工統計調査

府内全域にわたる建築物の月毎の着工予定データ（棟数、構造、用途、敷地面積、延べ面積、工事費、予定額等）をとりまとめ、毎月国土交通省に報告した。

②　補正調査

府内全域の着工予定建築物のうち、木造は１/40、非木造は１/30を無作為抽出し、その竣工月に工事実施内容について実施調査して国土交通省に報告した。

③　災害等調査

府内全域にわたる建築物の月毎の災害、除却に関するデータ（用途、棟数、建築物の面積、評価額等）についてとりまとめ、毎月国土交通省に報告した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 着工統計調査 | 28,357件 | 29,987件 | 27,309件 |
| 補正調査 | 抽出 |  117件 | 91件 | 341件 |
| 報告 |  60件 | 38件 | 236件 |
| 災害等調査 | 2,483件 | 2,627件 | 1,506件 |
| 歳入（国庫委託金） | 869,320円 | 870,000円 | 2,910,306円 |

**審査指導課**

**開発許可グループ**

１．都計法及び宅造法に基づく許可等、建基法に基づく道路位置指定、工事完了検査等を行った。

（１）事前協議制度

　　　　開発又は建築許可等申請予定者から法に基づく申請に先立ち事前相談を受け、その指導を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 件　　数 |
| 開発許可（都計法第29条） |  115件 |
| 建築許可（都計法第42・43条） |  25件 |
| 宅地造成工事許可（宅造法第８条） |  17件 |
| 道路位置指定（建基法第42条１項５号） |  35件 |
| 合　　　計 | 192件 |

（２）　開発に関する許可等

　①　開発許可状況（都計法第29条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　域　別 | 年度 | 許　可 |
| 件　数 | 面　積 |
| 市　街　化 | H30 | 48件 | 174,245㎡ |
| R1 | 38件 | 364,332㎡ |
| R2 | 42件 | 71,926㎡ |
| 市街化調整 | H30 | 32件 | 67,161㎡ |
| R1 | 38件 | 238,823㎡ |
| R2 | 30件 | 88,012㎡ |
| 計 | H30 | 80件 | 241,406㎡ |
| R1 | 76件 | 603,155㎡ |
| R2 | 72件 | 159,938㎡ |

②　開発行為変更許可状況（都計法第35条の２）

|  |
| --- |
| 件　数 |
| 　　７件 |

③　開発行為変更届出（都計法第35条の２第３項）

|  |
| --- |
| 件　数 |
| 14件　 |

④　工事完了検査状況（都計法第36条）

|  |
| --- |
| 検査済証交付 |
| 件　数 |
| 54件　 |

⑤　工事完了前建築承認（都計法第37条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 許 可 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | ８件  | ８件  | ０件  |

⑥　地位承継承認（都計法第45条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 承 認 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | ３件  | ３件  | １件  |

⑦　開発行為の廃止（都計法第38条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 受 理 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | １件  | １件  | ０件  |

⑧　予定建築物の用途変更許可（都計法第42条１項ただし書き）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 許 可 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | ０件  | ０件  | ０件  |

⑨　市街化調整区域における建築許可（都計法第43条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 許 可 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | 12件  | 12件  | ０件  |

⑩　都市計画施設等の区域内における建築の許可（都計法第53条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 許 可 | 不　許　可 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | ４件　 | ５件　 | ０件　 | ０件　 |

⑪　諸証明の発行

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 証明件数 | 備　　　考 |
| 開発行為に該当しない旨の証明 | 　51件 | 農地転用許可申請添付用 |
| 開 発 許 可 等 不 要 証 明 |  116件 | 建築確認申請添付用 |

（３）宅地造成に関する工事の許可等

①　宅地造成に関する工事の許可状況（宅造法第８条）

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 許　　可 |
| 件　数 | 面　積 |
| H30 | ７件 | 8,783㎡ |
| R1 | ６件 | 14,373㎡ |
| R2 | 15件 | 86,403㎡ |

②　協議状況（宅造法第11条）

|  |
| --- |
| 件　数 |
| ０件  |

③　宅地造成に関する工事の変更許可状況（宅造法12条第１項）

|  |
| --- |
| 許　可 |
| ５件 |

④　工事完了検査状況（宅造法13条）

|  |
| --- |
| 検査済証交付 |
| ５件 |

⑤　宅造法計画変更届（宅造法12条第２項）

|  |
| --- |
| 受　付 |
| ４件　 |

⑥　工事廃止（大阪府宅造法施行細則9条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受 付 | 受　理 | 取 り 下 げ |
| 件　数 | １件 | １件　 | ０件　 |

⑦　諸証明の発行

|  |  |
| --- | --- |
|  | 証　明　件　数 |
| 宅地造成工事でない旨の証明 | ０件 |

（４）道路位置指定及び廃止

①　道路位置指定状況

|  |  |
| --- | --- |
| 指定件数 | 指定本数 |
| 26件 | 88本 |

②　道路位置指定廃止状況

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止件数 | 廃止本数 |
| ３件 | ４本 |

２．開発許可制度の運用

（１）地区計画の指導等（都計法第19条３項･建基法第68条の２等）

それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の各街区を整備し、及び保全するため

制定された地区計画を定める市町村に対し、都市計画室計画推進課と連携して指導･調整を行った。

（２）開発指導行政の円滑な推進

都計法及び宅造法の運用、解釈等について、大阪府と府内市町村において調整を図るため、大阪府開発指導行政協議会を運営した。

また、近畿圏で開発許可権限を有する府県・政令市等で構成する近畿ブロック開発許可・宅地防災行政連絡協議会に参加した。

３．宅地の防災対策の推進

（１）宅地防災事業

宅地造成及び土石採取に伴う災害を未然に防止するため、「大阪府宅地災害防止計画」を定め防災諸事業を実施した。

例年であれば、特に、大量の降雨出水が予測される梅雨期前の５月を宅地防災月間に定め、府民と行政職員を対象とした「宅地防災技術研修会」等を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の一環として、宅地防災技術研修会については延期し、11月に行った。

　　宅地防災技術研修会

宅地造成知識の普及を図るため、次のとおり研修会を開催した。

対　　象　　関係事業者及び府、市町村等職員

講　　義　　宅地造成に係る関係法令について

（２）宅地防災事業

宅地造成及び土石採取に伴う災害を未然に防止するために定められた「大阪府宅地災害防止計画」に基づく防災諸事業を実施した。

特に、大量の降雨出水が予測される梅雨期前の５月を宅地防災月間と定め、関係機関合同パトロール及び主担課パトロールを行った。

梅雨期前の宅地防災月間（５月）、台風期前（８月）に、宅地造成及び土石採取地を集中的にパトロールし、防災措置を点検し、改善を要するものには必要に応じ、現場指示、文書注意等を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ５月（梅雨期前） | ８月（台風期前） |
| パトロール現場 | １ヶ所 | １ヶ所 |
| 措置 | 現場調書で処理したもの | ０ヶ所 | ０ヶ所 |
| 文書注意等 | １ヶ所 | １ヶ所 |
| 宅造法に基づく勧告・命令等 | ０ヶ所 | ０ヶ所 |

４．建設リサイクル

特定の建設資材に係る分別解体等及び再資源化等を促進するための措置や解体工事業者の登録制度等を定めることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、同法の周知及び解体工事等に係る届出等の促進を図った。

（１）建設リサイクル法の周知

建設リサイクル法の趣旨や解体工事等の事前届出制度等を解説したパンフレット等を、建設業者をはじめ府民に広く配布した。

また、建設リサイクル法の趣旨や解体工事等の事前届出の具体的な方法等を詳しく解説したホームページを掲載することにより、府民に対する周知と、円滑な届出の促進に努めた。

さらに、建設リサイクル法全般や届出実務等に関する説明会や同法の趣旨を紹介したパネル展を開催した。

（２）届出書等の受理

建設リサイクル法により義務付けられている一定規模以上の解体工事等の届出等について、届出等及び通知内容が適正なものであるかどうかの審査及び所要の指導等を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出書等受理件数 | 通知書受理件数 |
| 平成29年度 | 2,250件 | 823件 |
| 平成30年度 | 2,767件 | 728件 |
| 令和２年度 | 2,313件 | 715件 |

（３）パトロールの実施

解体工事等の現場において、建設リサイクル法に基づいた適正な分別解体等が行われているかどうかの確認及び所要の指導等を行うために、庁内関係部局、特定行政庁、市町村と連携し、府内一斉パトロールを実施した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施日 | 実施箇所（府担当地域分） |
| 平成29年度 | ５月12日～６月１日 | 15カ所 |
| 10月16日～31日 | 13カ所 |
| 平成30年度 | ５月21日～24日 | 11カ所 |
| 10月22日～25日 | 15カ所 |
| 令和２年度 | 10月27日～30日 | 14カ所 |

また、年度を通じて通常のパトロールも適宜実施し、適正な分別解体等について継続的な確認及び所要の指導等に努めた。

（４）関係部局等との連携

　　　　庁内関係部局をはじめ、国土交通省、他都道府県、府内各市町村等と意見交換等の連携を図り、同建設リサイクル法の円滑な運用に努めた。

**確認・検査グループ**

１．建基法の施行

（１）建築物、工作物、建築設備の確認審査・検査~~等~~

　　①建築物及び工作物の確認審査等

　　　　建基法に基づき、建築物等の敷地、構造、設備及び用途について、確認申請書等の審査、指導、確認処分を行った。

【建築確認申請等処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  年度項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建築物 | 確 　 認 | 49件（23件） | 43件（16件） | 28件（８件） |
| 計画通知 | 43件（38件） | 22件（10件） | 70件（67件） |
| 工作物 | 確 認 | １件 | １件 | １件 |
| 計画通知 | ０件 | ０件 | ０件 |

 （ ）内は、構造強度計算を審査した件数を内数で示す。

②建築物及び工作物の中間検査及び完了検査

建基法に基づき、建築工事の施工段階、工事完了時に現地検査、書類検査からなる中間検査・完了検査を実施した。

【中間・完了検査実施件数】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　年度項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 中間検査 | 25件 | 21件 | 15件 |
| 完了検査 | 43件 | 80件 | 31件 |

③建築設備の審査及び検査

建基法に基づき、建築設備、遊戯施設等の審査、指導及び検査を行った。

【昇降機、遊戯施設にかかる建築確認申請等処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  年度項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| エレベーター・エスカレーター | 107件 | 23件 | 51件 |
| 小荷物専用昇降機（フロアタイプ） | ０件 | １件 | ０件 |
| 遊戯施設 | ０件 | ０件 | ０件 |

（２）建築確認等の交付件数

建基法第18条の３第１項に基づき、確認審査等に関する指針が定められ、当該指針に基づき、審査等に必要とする申請書等の補正、追加説明資料の提出を求める通知書等を交付するとともに、確認済証等を交付した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 確認済証（計画変更含む） | 57件 | 43件 | 29件 |
|  | 期間を延長する旨の通知 | ３件 | ０件 | ０件 |
| 適合するかどうかを決定することができない旨の通知 | 34件 | 13件 | ４件 |
| 適合しない旨の通知 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 中間検査合格証 | 　49件 | 21件 | 15件 |
|  | 中間検査合格証を交付できない旨の通知 | １件 | ０件 | ０件 |
| 完了検査済証 | 30件 | 34件 | 29件 |
|  | 検査済証を交付できない旨の通知 | ５件 | ４件 | ０件 |
| 計画通知確認済証（計画変更含む） | 　145件 | 22件 | 70件 |
|  | 期間を延長する旨の通知 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 適合するかどうかを決定することができない旨の通知 | ７件 | １件 | 17件 |
| 適合しない旨の通知 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 計画通知中間検査合格証 | ３件 | ０件 | ７件 |
| 計画通知完了検査済証 | 7件 | 46件 | 25件 |

【根拠法令等：建基法　同施行規則　大阪府建築基準法施行条例（以下「建基法施行条例」という。）】

（３）建基法の規定による許可、認定等

①建基法第43条許可

　　　 建基法第43条（接道規定）における許可申請にかかる審査、指導を行った。

【建基法第43条許可申請処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　 　　　年度条文 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建基法第43条 | 322件 | 368件 | 371件 |

②建基法第44条等許可

　　　　建基法に基づく各種許可申請にかかる審査、指導を行った。

【建基法第44条等許可申請処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度条文 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建基法第44条（道路内における建築許可） | ８件 | ６件 | ７件 |
| 建基法第48条（用途地域内における建築許可） | ２件 | １件 | ０件 |
| 建基法第51条（特殊建築物等敷地の位置の許可） | １件 | １件 | ０件 |
| 建基法第55条（建築物の高さの許可） | ０件 | ０件 | ０件 |
| 建基法第56条の２（日影による建築物の高さの許可） | ２件 | ３件 | ３件 |
| 建基法第59条の２（総合設計） | ０件 | ０件 | １件 |
| 建基法第85条（仮設建築物建築許可） | ５件 | ６件 | ３件 |
| 建基法第86条第３項（一団地内における総合設計） | ０件 | ０件 | ０件 |
| 合　　計 | 18件 | 17件 | 44件 |

③建基法第55条等認定

　　　　建基法に基づく各種認定申請にかかる審査、指導を行った。

　【建基法第55条等認定申請処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度条文 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建基法第55条第２項（建築物の高さの認定） | ０件 | ０件 | ０件 |
| 建基法第86条第１項（一団地認定） | ０件 | ０件 | ０件 |
| 建基法第86条第２項（連担建築物設計制度） | １件 | １件 | １件 |
| 建基法第86条の２（一団地内における増築認定） | ５件 | ３件 | ７件 |
| 建基法第86条の５（一団地認定等の取消し） | １件 | １件 | １件 |
| 建基法第86条の８（全体計画認定） | ０件 | １件 | ２件 |
| 合　計 | ７件 | ６件 | 11件 |

④建基法第７条の６等の仮使用認定

　　　建基法第７条の６、第18条第24項に基づく仮使用の承認申請にかかる審査、指導を行った。

　　　（H27.６.１の改正法により「承認」から「認定」に改正された。）

　【建基法第７条の６等の仮使用認定申請処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建基法第７条の６ | 12件 | ９件 | 17件 |
| 建基法第18条第24項 |  １件 | １件 | ０件 |
| 合　計 | 13件 | 10件 | 17件 |

⑤建基法施行条例に基づく許認可件等（災害危険区域内の建築許可等）

許可建築基準法第39条の規定による出水等による危険の著しい区域（災害危険区域）内での建築行為について、建基法施行条例第４条に基づく許可をはじめとする、建基法施行条例に基づく許可及び認定申請の審査、指導を行った。

　【建基法施行条例に基づく許認可申請処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度条文 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 建基法施行条例第４条 | ２件 | ４件 | ３件 |
| 認定件数 | ２件 | １件 | ０件 |
| 合　計 | ４件 | ５件 | ３件 |

（４）その他

　　①建基法第42条第２項道路の指定（判定）

　　　　建築敷地が接する道について、建基法第42条第２項及び大阪府告示第578号（昭和39年７月１日）に基づく指定の要件に該当するか否かの判定を行った。

②指定確認検査機関への助言、指示等

　　　指定確認検査機関の確認の適正な実施のために、同機関から報告のあった確認審査報告書を基に必要な事項について助言、指示等を行った。

２．関係規定等に基づく業務

（１）バリアフリー法の審査

　　　　建築基準関係規定であるバリアフリー法について、確認申請に併せて同法への適合についての審査、指導を行った。

（２）箱型構造物の構造審査

　　　建築基準関係規定である都計法第29条及び宅造法第８条の規定に基づく許可申請に含まれる箱型構造物の審査、指導

【箱型構造物の構造審査処理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 　　 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 箱型構造物 | ０件 | ０件 | ０件 |

　（３）建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に関する事務

耐震改修促進法に基づく耐震改修計画認定に際し、建基法に関する審査（意匠・構造）を行った。

（４）高層建築物等に係る防災計画書の作成指導

大阪府内建築行政連絡協議会において策定した「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の作成指導及び受理を行った。

【令和元年度防災計画書受理状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 大阪府で受理したもの（評定機関の評定が不要なもの） | ２件 | ０件 | ０件 |
| 評定機関の評定が必要なもの | ３件 | ３件 | ５件 |
| 合　　　計 | ５件 | ３件 | ５件 |

３．既存建築物の増築等における法適合性の確認

　　検査済証の交付を受けていない既存建築物を前提とした増築確認、用途変更に際し、当該既存建築物の法適合性の確認を行った。

　　　　　【令和２年度法適合性の確認等の状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 一戸建住宅 | その他 | 合計 | 現場調査数 |
| 別　棟 | ３件 | 13件 | 　16件 | 16件 |
| 同一棟 | ０件 | 29件 |  29件 | 29件 |
| 用途変更 | ０件 | ０件 |  ０件 | ０件 |
| 合　計 | ３件 | 42件 |  45件 | 45件 |

４．特定行政庁関連業務

　（１）各種行政連絡協議会等への参加、運営

　　　　　日本建築行政会議、近畿建築行政会議、大阪府内建築行政連絡協議会等に参加、運営を行うとともに、特定行政庁、指定確認検査機関等における建基法の運用等にかかる情報交換、基準の検討等を行った。

　（２）指定確認検査機関からの問い合わせ対応

　　　　　建築確認申請書の審査を行う際に判断に悩む法文解釈、運用等について、指定確認検査機関より寄せられる問い合わせへの対応を行った。

　（３）指定確認検査機関への立入り検査補助

　　　　　指定確認検査機関における確認検査業務の適確な実施の確保と当該指定機関の業務水準の維持を図るために行う建基法第77条の31第２項の規定に基づく立入り検査に際し、実際に審査を行う立場として検査の補助を行った。

**建築環境・設備グループ**

１．建築物の環境配慮制度

建築物の総合的な環境配慮を促進するため、大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「温暖化防止条例」という。）（平成18年４月１日施行）に基づき、建築物環境計画書の届出を求める建築物環境配慮制度の運用及び制度の周知を行った。

そのひとつとして、評価基準・手法の拡充、見直し等、建築物環境配慮制度の普及、推進について検討する「大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会」を開催するとともに、顕彰制度である「おおさか環境にやさしい建築賞」を実施した。

また、改正温暖化防止条例（平成30年４月１日施行）に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増改築の際に省エネルギー基準への適合及び建築物環境性能表示（ラベル）の表示を義務付ける範囲を拡大した。

さらに、環境農林水産部で実施している「おおさかストップ温暖化賞」の特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）を令和元年度に創設し、建築物におけるヒートアイランド現象の緩和に関し、他の模範となる特に優れた取組みを行った建築主及び設計者を表彰した（表彰建築物５件）。

（１）建築物環境計画書の届出書の受理件数（延べ面積2,000㎡以上の新築、増築） 及び建築物の環境性能表示届出件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年度 | 届出の受理 | 表示届 |
| 計画書 | 変更届 | 完了届 |
| 平成30年度 | 163件 | 24件 | 105件 | 15件 |
| 令和元年度 | 179件 | 26件 | 84件 | 8件 |
| 令和２年度 | 158件 | 31件 | 106件 | 8件 |

（２）建築物環境配慮制度の周知

①「おおさか環境にやさしい建築講演会」の実施

「おおさか環境にやさしい建築賞」は実施したが、「おおさか環境にやさしい建築講演会(表彰式、基調講演及び受賞者によるプレゼンテーション)」は新型コロナウイルスの感染状況をふまえて中止とした。

|  |  |
| --- | --- |
| 賞の名称 | 件数 |
| 大阪府知事賞 | １ |
| 大阪市長賞 | １ |
| 住宅部門賞 | ２ |
| 事務所部門賞 | ２ |
| 商業施設その他部門賞 | ４ |

②表彰作品パンフレット「令和元年度おおさか環境にやさしい建築表彰作品集」の配布

環境に配慮した建築物の規範となる優れた事例を示し、建築物の環境配慮制度を周知するため、表彰式に併せ、大阪府・大阪市により監修し、（公社）大阪府建築士会、（公財）大阪都市整備推進センター、（一財）大阪建築防災センター、（一社）大阪府建築士事務所協会、（一財）日本建築センター、（一財）日本建築総合試験所、（一社）不動産協会関西支部、近畿建築確認検査協会の協力によりパンフレット（1,200部発行）を作成し配布した。

1. おおさか環境にやさしい建築賞表彰建築物現地見学会の実施

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため未実施。

（３）大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会の開催

検討会を３回開催し、建築物環境配慮制度の普及、推進のための検討を行った。

（４）事務移譲に伴う交付金の交付

温暖化防止条例に基づく堺市への事務移譲に伴う交付金を交付した。

平成30年度　 916,000円

令和元年度　 1,073,000円

令和２年度　 1,174,000円

　　　　　（大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき、当該年度の事務処理件数分について交付）

【事務処理件数】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 届出の受理 | 公表 |
| 計画書 | 変更届 | 取止め届 | 完了届 | 表示届 |
| 平成29年度 | 46件 | ０件 | ０件 | 17件 | ０件 | 63件 |
| 平成30年度 | 29件 | ２件 | ０件 | 19件 | ２件 | 52件 |
| 令和元年度 | 33件 | 10件 | ０件 | 21件 | ２件 | 66件 |

２．浄化槽法に基づく浄化槽の設置届等の審査（設備）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする「浄化槽法」に基づき、浄化槽の設置届の審査及び浄化槽工事業の登録申請に伴う登録、特例届の受理等を行った。

（１）浄化槽の設置届出等の処理状況

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 届出件数 |
| 平成30年度 | 136件 |
| 令和元年度 | 133件 |
| 令和２年度 | 144件 |

（２）浄化槽工事の登録申請等の処理状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 登録 | 更新登録 | 特例届 | 変　更　届 | 登録簿閲　覧 | 登録簿謄本交付 | 廃　業　届 |
| 登録 | 特例 | 登録 | 特例 |
| 平成30年度 | ０件 | ０件 | ２件 | ０件 | 21件 | ０件 | ０件 | ０件 | ２件 |
| 令和元年度 | １件 | ０件 | ４件 | １件 | 37件 | ０件 | ０件 | ３件 | １件 |
| 令和２年度 | ０件 | １件 | ３件 | ０件 | 43件 | ０件 | ０件 | ０件 | ３件 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 浄化槽工事業者登録手数（更新登録を含む） | ０円 | 　33,000円 | 　26,000円 |

３．建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に関する対応

（１）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（H28.４.１施行）

建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 受理件数 |
| 平成30年度 | ０件 |
| 令和元年度 | ０件 |
| 令和２年度 | ０件 |

（２）建築物のエネルギー消費性能の認定（H28.４.１施行）

建築物省エネ法に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 受理件数 |
| 平成30年度 | ０件 |
| 令和元年度 | ０件 |
| 令和２年度 | ０件 |

（３）建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査について（H29.４.１施行）

建築物省エネ法に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか（建築物消費性能適合性判定）の審査

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 受理件数 |
| 平成30年度 | ０件 |
| 令和元年度 | ０件 |
| 令和２年度 | １件 |

（４）建築物省エネ法に基づく届出（H29.４.１施行）

建築物省エネ法に基づく届出書の受理、確認等

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 受理件数 |
| 平成30年度 | 231件 |
| 令和元年度 | 259件 |
| 令和２年度 | 262件 |

４．低炭素建築物の認定に関する対応

　「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年12月４日施行）に基づく低炭素建築物について認定等を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 受理件数 | 手数料 |
| 平成30年度 | 19件 | 142,200円 |
| 令和元年度 | 40件 | 230,800円 |
| 令和２年度 | 56件 | 309,200円 |

５．長期優良住宅の普及の促進

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、申請者が作成する住宅の建築及び維持保全に関する「長期優良住宅建築等計画」に対して、認定等を行った。

【根拠法令：長期優良住宅の普及の促進に関する法律】

認定等実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 建築等計画認定 | 建築等計画変更認定 | 地位承継の承認 |
| 平成30年度 | 　1,157戸 | 159戸 | 14戸 |
| 手数料 | 11,354,300円 | 236,800円 | 19,500円 |
| 令和元年度 |  1,058戸 | 130戸 | 12戸 |
| 手数料 | 10,426,380円 | 200,500円 | 18,000円 |
| 令和２年度 |  1,114戸 | 154戸 | 9戸 |
| 手数料 | 10,826,300円 | 237,900円 | 13,500円 |

６．住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）等の推進

　　アスベストによる被害の未然防止を図るため、国庫補助事業である住宅・建築物安全ストック

形成事業（アスベスト改修事業）を活用し、アスベスト含有調査・除去等を進めるなど、建築物

のアスベスト対策を促進した。

また、全国知事会と連携して、新たな補助制度の創設を含め、総合的なアスベスト対策が行われるよう国に働きかけた。

平成30年度　　６市にて、含有調査６棟・除去等７棟を実施

令和元年度　　７市１町にて、含有調査７棟・除去等３棟を実施

令和２年度　　９市にて、含有調査10棟・除去等２棟を実施

７．優良建築物等整備事業等の推進

　土地の合理的利用、市街地環境の向上、市街地での優良な住宅の供給等を総合的に促進する

ため、一定の条件を満たす民間等の任意の再開発事業に対する国庫補助事業である優良建築物等

整備事業等に対して、指導、助言を行った。

**建築安全課**

**計画・指導グループ**

１．指定確認検査機関等の指導・監督

建基法に基づき、確認審査、中間検査及び完了検査の業務を行う指定確認検査機関並びに構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関に対して、指導・監督を行った。

【根拠法令：建基法　第４章の２　第２節・第３節】

（１）指定確認検査機関の指定

建基法第77条の18の規定に基づき、大阪府の区域のみを業務の区域とする一般財団法人大阪建築防災センターを、平成11年６月22日に指定確認検査機関に指定した（以降、平成16年、平成21年、平成26年、平成27年及び令和２年に指定の更新をした）。※平成27年は仮使用の認定の業務を行うため指定を更新した。

（２）指定確認検査機関への立入検査

建基法第77条の31第１項（指定権者としての立入検査）及び同第２項（特定行政庁としての立入検査）の規定に基づき、指定確認検査機関に職員が立ち入り、確認検査業務の状況を検査することにより、指定機関における確認検査業務の適確な実施の確保と当該指定機関の業務水準の維持を図っている。

○令和２年度立入検査実績

大阪府知事指定 ： １機関

国土交通大臣指定（近畿地方整備局長指定含む。） ： ４機関

①　指定確認検査機関が行った確認審査関係図書の検査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 検　査　数 | 83件 | 100件 | 44件 |

②　指定確認検査機関が行った中間検査及び完了検査関係図書の検査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 検　査　数（中間） | 33件 | 74件 | 40件 |
| 検　査　数（完了） | 33件 | 8件 | 0件 |

③　指定確認検査機関への立入検査と指導

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 検　査　数（機関数） | 10件 | 11件 | 5件 |
| 指導結果（指摘事項）（対応状況） | 165件済 | 123件済 | 53件済 |

（３）指定構造計算適合性判定機関の指定

建基法第77条の35の２の規定に基づき、大阪府の区域のみを業務の区域とする一般財団法人大阪建築防災センターを、平成19年５月31日に指定構造計算適合性判定機関に指定した（以降、平成24年、平成29年に指定の更新をした）。

（４）指定構造計算適合性判定機関への委任及び立入検査

建基法第18条の２の規定に基づき、以下の３法人に委任し、構造計算適合性判定を行わせている。また、建基法第77条の35の17の規定に基づき、これらの指定構造計算適合性判定機関に立ち入り、構造計算適合性判定業務の状況を検査することにより、指定機関における業務の適確な実施の確保と当該指定機関の業務水準の維持を図っている。

【知事委任の機関 （３機関）】　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年３月31日時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定構造計算適合性判定機関名 | 当初指定日（更新日） | 委任年月日 | 立入検査 |
| （一財）大阪建築防災センター | 平成 19年５月31日（平成 29年５月31日） | 平成27年６月１日 | 令和２年9月25日 |
| （一財）日本建築総合試験所 | 大臣指定機関へ移行平成27年６月１日 | 平成27年６月１日 | 令和２年10月20日 |
| （一財）日本建築センター | 大臣指定機関へ移行平成27年６月１日 | 平成27年６月１日 | 令和２年11月24日 |

２．建築士法の施行

（１）建築士試験の実施

建築士法に基づき、二級建築士・木造建築士の試験の実施に関する事務を、公益財団法人建築技術教育普及センターを指定試験機関に指定して行わせている（昭和60年12月25日より）。

【根拠法令：建築士法　第３章】

①　二級建築士

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 受験者数 | 1,857名 | 1,786名 | 1,831名 |
| 合格者数 | 498名 | 377名 | 530名 |
| 合格率 | 26.8％ | 21.1％ | 28.9％ |

②　木造建築士

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 受験者数 | 81名 | 71名 | 81名 |
| 合格者数 | 37名 | 27名 | 32名 |
| 合格率 | 45.7％ | 38.0％ | 39.5％ |

（２）建築士の登録等

建築士法に基づき、二級建築士・木造建築士の登録の実施に関する事務並びに同建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を、公益社団法人大阪府建築士会を指定登録機関に指定して行わせている（平成20年11月28日より）。

【根拠法令：建築士法　第２章】

①　建築士免許登録件数等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 二　級建築士 | 新規登録 | 472名 | 373名 | 481名 |
| 事項変更届 | 108件 | 96件 | 97件 |
| 再交付 | 76件 | 60件 | 57件 |
| 取消し | 25件 | 22件 | 12件 |
| 木　級建築士 | 新規登録 | 22名 | 27名 | 23名 |
| 事項変更届 | １件 | 0件 | 0件 |
| 再交付 | １件 | １件 | 0件 |
| 取消し | １件 | 0件 | 0件 |
| 登録証明書発行枚数 | 28件 | 11件 | 19件 |
| 名簿閲覧建築士件数 | 23件 | 17件 | 11件 |

【参考】大阪府知事の二級・木造建築士免許登録者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和２年度末 |
| 二級建築士 | 57,332名 | 57,683名 | 58,152名 |
| 木造建築士 | 654名 | 681名 | 702名 |
| 一級建築士 | 369,849名 | 373,490名 | 371,184名 |

※一級建築士免許は国土交通大臣の免許であるため、登録者数は全国分である。

（３）建築士事務所の登録等

建築士法に基づき、一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿等を一般の閲覧に供する事務を、一般社団法人大阪府建築士事務所協会を指定事務所登録機関に指定して行わせている（平成20年11月28日より）。

【根拠法令：建築士法　第６章】

①　建築士事務所登録申請の受付件数等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年 |
| 一　級建築士事務所 | 新規登録 | 223件 | 221件 | 196件 |
| 更新登録 | 946件 | 757件 | 811件 |
| 事項変更届 | 2,176件 | 2,107件 | 2,030件 |
| 廃業届 | 182件 | 180件 | 188件 |
| 期限切れ抹消 | 112件 | 65件 | 60件 |
| 取消し | 0件 | 0件 | 0件 |
| 二　級建築士事務所 | 新規登録 | 77件 | 49件 | 75件 |
| 更新登録 | 137件 | 130件 | 148件 |
| 事項変更届 | 147件 | 142件 | 160件 |
| 廃業届 | 50件 | 50件 | 36件 |
| 期限切れ抹消 | 31件 | 19件 | 31件 |
| 取消し | 0件 | 0件 | 0件 |
| 木　造建築士事務所 | 新規登録 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 更新登録 | 0件 | 2件 | 1件 |
| 事項変更届 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 廃業届 | １件 | 0件 | 0件 |
| 期限切れ抹消 | 1件 | 0件 | 0件 |
| 取消し | 0件 | 0件 | 0件 |
| 登録証明書発行枚数 | 1,288件 | 1,328件 | 1,214件 |
| 登録簿閲覧事務所件数 | 2,144件 | 486件 | 814件 |

【参考】大阪府内の建築士事務所数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和２年 |
| 一級建築士事務所 | 5,367件 | 5,340件 | 5,295件 |
| 二級建築士事務所 | 1,049件 | 1,051件 | 1,057件 |
| 木造建築士事務所 | 4件 | 4件 | 4件 |
| 合計 | 6,420件 | 6,395件 | 6,356件 |

（４）指導監督

①　「設計等の業務に関する報告書」の提出指導

平成19年６月20日改正施行の建築士法により、「設計等の業務に関する報告書」の提出が建築士事務所に義務付けられたことから、建築士事務所に提出の指導を行った。

なお、同報告書の受理等の事務を以下の者に委託して実施した。

・委 託 先　：　一般社団法人大阪府建築士事務所協会

・委託金額　：　7,452,500円（令和２年度）

・委託内容　：　報告書の受理、審査、督促、問合せ対応及び閲覧等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年 |
| 提出率 | 89.3％ | 89.8％ | 91.3％ |

②　建築士及び建築士事務所の指導監督

二級・木造建築士及び建築士事務所の業務の適正化を図るため、必要に応じて建築士事務所への立入検査を実施し、不適切な事項について指導を行い、建築士法等に違反した場合は、同法に基づき処分を行った。

【建築士事務所の指導・処分】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 立入事務所数 | 0件 | 3件 | 0件 |
| 文書注意 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 戒 　　　告 | 1件 | 0件 | 0件 |
| 事務所の閉鎖 | 1件 | 1件 | 0件 |
| 登 録 の 取 消 | 0件 | 0件 | 0件 |

【二級・木造建築士の指導・処分】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 文書注意 | 69件 | 53件 | 0件 |
| 戒　　　告 | 1件 | 5件 | 0件 |
| 業務の停止 | 0件 | 1件 | 0件 |
| 免許の取消（※） | 0件 | 0件 | 0件 |

　　　　※死亡届や本人からの申請により免許を取り消したものを除く。

３．大阪府建築行政マネジメント推進協議会の運営

特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等が連携して適正かつ効率的に建基法及び建築士法を運用し、その法運用を総合的にマネジメントすることで大阪府内の建築物の安全性確保に資することを目的に設置された大阪府建築行政マネジメント推進協議会の事務局として、総会及び部会を開催し取組みの取りまとめ等を行うとともに、「大阪府建築行政マネジメント計画（第２次）」を策定した。

**監察・指導グループ**

１．違反建築物等の指導（建基法、都計法及び宅造法の施行）

建基法、都計法及び宅造法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定違反した建築物、開発行為及び宅地の造成に対する違反を是正するための必要な指導、勧告、命令等を行い、法の適正な施行に努めた。

（１）建基法

①　違反建築物の取締り（建基法第９条）

　　　　府民や市町村からの通報への対応及びパトロール車をもって計画的なパトロールを行い、違反の早期発見と適正迅速な処理に努めた。

　　　　工事中のものについては、工事の施工停止命令又は勧告を行い、実体違反については、

　　　強力にその是正を推進し、なお、違反内容が極めて悪質であり、再三にわたる指導を無視し、是正の意思も全く見られないようなものについては、状況に応じ告発を行う。

②　違反建築物の取締り（建基法第９条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件数　　　　　　　　　　年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 違　反　摘　発　件　数 | 142件 | 155件 | 101件 |
| 工事施工停止勧告 |  ０件 |  １件 | ０件 |
| 工事停止命令（法第9条第10項） |  ０件 |  ０件 | ０件 |
| 措置勧告 |  ０件 |  ０件 | ０件 |
| 措置命令（法第9条第1項） |  ０件 |  ０件 | ０件 |
| 告発件数 |  ０件 |  ０件 | ０件 |

（２）都計法及び宅造法

　　　府民や市町村からの通報への対応及び計画的なパトロールを常時行い、適法な宅地開発と宅地の安全確保に万全を期すとともに、違反対応を適正に行った。

　①　都計法違反の取締り（都計法第81条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件数　　　　　　 　　　　年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 摘発件数 | 50件 | 69件 | 21件 |
| 勧　　告　　件　　数 |  ２件 | ０件 | ２件 |
| 監督処分件数 |  ０件 | ０件 | ０件 |

②　宅造法違反の取締り（都計法第13条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件数　　　　　　 　　　　年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 摘発件数 |  ９件 | 17件 | ４件 |
| 勧　　告　　件　　数 |  １件 | ０件 | ０件 |
| 監督処分件数 |  ０件 | ０件 | ０件 |

２．建築物の適正な管理の推進等

既存建築物を適正に維持管理することは、建築物の安全性を確保し、もって良好なストックを形成することにつながることから、建基法第12条の規定に基づき、一定規模以上の特定建築物等の所有者等に対して、定期的に維持管理の状況を報告させ、指導を行っている。

また、報告を促進するため、建物所有者向けの制度説明会や、関係団体と連携して関係者への制度周知を実施した。

★対象となる建築物（用途毎に対象建築物の規模を定めている。）

【学校・体育館】

【公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場・観覧場・ホテル・旅館・児童福祉施設等・病院・診療所】

【百貨店・マーケット・展示場・物販店】

【公衆浴場】

【キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・待合・料理店】

【飲食店】

【博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場】

【共同住宅・寄宿舎】

【事務所その他これに類するもの】

◎実施状況

【建築物】〔３年毎に１回の報告〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　年度項目 | 平成30年度（H31.３.31現在） | 令和元年度(R２.３.31現在) | 令和２年度（R３.３．31現在） |
| 報告対象用途 | 共同住宅 | 下線引き施設 | 上記の下線引き施設と共同住宅以外 |
| 報告対象件数 | 2,181件 | 646件 | 733件 |
| 報告件数 | 1,372件 | 521件 | 540件 |
| 指導件数 | 1223件 | 427件 | 332件 |
| 報告率 | 62.9％ | 80.6％ | 73.7％ |

【建築設備】〔毎年報告〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 報告対象件数 | 1,026件 | 1,041件 | 1025件 |
| 報告件数 | 705件 | 764件 | 745件 |
| 指導件数 | 421件 | 360件 | 521件 |
| 報告率 | 68.7％ | 73.4％ | 72.7％ |

【防火設備】〔毎年報告　※平成29年度より開始〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 報告対象件数 | 1,154件 | 1,152件 | 1,110件 |
| 報告件数 | 769件 | 819件 | 823件 |
| 指導件数 | 543件 | 469件 | 537件 |
| 報告率 | 66.3％ | 71.1％ | 74.1％ |

【昇降機＆遊戯施設】〔毎年報告〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 報告対象件数 | 7,186件 | 7,290件 | 7,428件 |
| 報告件数 | 6,658件 | 6,921件 | 7,005件 |
| 指導件数 | 5,140件 | 5,260件 | 5,222件 |
| 報告率 | 92.7％ | 94.9％ | 94.3％ |

なお、本制度の円滑な実施を図るため、業務の一部を「（一財）大阪建築防災センター」に委託している。

①　委託内容

・対象建築物等の把握業務（台帳の整備）

・案内通知業務及び報告書受付業務

・督促状送付のための業務

・制度等の啓発業務

②　期　　　間 令和２年４月１日から令和３年３月31日まで

③　委託金額 ２，３６５，０００　円（税込み）

３．建築物の防災対策の推進

（１）建築物防災週間の実施

建築物の防災対策を推進するために全国一斉に「建築物防災週間」として、下記内容により府内市町村及び消防署と協調して、建築物の防災知識の啓発、関係法令及び制度の周知に努めた。

1. 期間 秋季　 令和２年８月30日～９月５日

 春季 令和３年３月１日 ～３月７日

②実施内容

ア．防災査察の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和元年度春季以降の防災査察を中止としている。

イ．ポスターの掲示、リーフレットの配布

ウ．講演会

　　1．秋季

令和２年９月10日テーマ：「台風による都市型暴風災害のリスクとその備え」

講師：京都大学　防災研究所　暴風雨・気象環境研究分野

　　　准教授　竹見　哲也　氏

　　2．春季

令和３年３月３日テーマ：「帰宅困難者対策と事業継続計画」

講師：大阪市危機管理室

帰宅困難者対策支援コーディネーター　杉原　利典　氏

エ．建築防災相談

◎防災査察の実施件数

|  |  |
| --- | --- |
| 査察対象の用途 | 査察件数 |
| 秋季 | 春季 | 計 |
| 児童福祉施設等 | ０ | ０ | ０ |
| 病院・診療所等 | ０ | ０ | ０ |
| ホテル・旅館等 | ０ | ０ | ０ |
| 合計 | ０ | ０ | ０ |

４．建築物の特定設備の事故防止

建築物に附属するエレベーター、エスカレーター等の設備で事故が発生した場合、その所有者等に、市町村を経由して知事に事故の届出を行なうことを義務付ける「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」を平成18年４月１日に施行した。

本制度の周知に努めるとともに事故情報及び事故原因や防止策について、広く情報発信し、建築物における事故の再発や同種の事故の発生防止に取り組んだ。

＊事故届出件数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| エスカレーター | 236件 | 216件 | 157件 |
| エレベーター | ９件 | 21件 | ７件 |
| 遊戯施設 | ９件 | 22件 | ７件 |
| 自動ドア・機械式駐車場 | １件 | ２件 | ０件 |
| 合　　計 | 255件 | 261件 | 171件 |

大阪府建築物に附属する特定設備等に関する条例の事務処理に関する市町村交付金要領第５条に基づき、市町村へ事務処理交付金を交付した。

　　　　　　＊事務処理交付金　　　令和２年度　1,872,000円

５．民間建築物における吹付けアスベストに関する指導

　昭和31年から平成元年までに建築された延べ床面積１,000㎡以上の民間建築物を対象に、平成17年度から継続して、所有者等に対し吹付けアスベストの使用状況調査を実施し、除却等の対応を指導している。令和２年度は３月に調査及び指導を行った。

　さらに、国土交通省の通知を踏まえ、延べ床面積300㎡以上1,000㎡未満の不特定多数が利用する民間建築物を対象に上記同様の調査を開始した。令和２年度は、令和元年度に引き続き調査を行い、先行調査分については督促を実施した。

＊アスベスト対策フォローアップ調査費（役務費）令和２年度　44,694円

【延べ面積1,000㎡以上の民間建築物の指導状況】（令和２年度）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和３年３月 |
| 調査対象の建築物 | 18,183棟 |
| 調査報告のあった建築物 | 17,274棟 |
| 露出してアスベストの吹付けがされている建築物 | 318棟 |
|  | 指導により対応済みの建築物 | 1,035棟 |
| 未対応の建築物 | 413棟 |
|  | 指導により対応予定の建築物 | 119棟 |
| 指導中の建築物 | 282棟 |
| 指導予定の建築物 | 12棟 |